

能勢町人事行政の運営等の状況（目次）

- I 任免及び職員数に関する状況
 - 1 採用・退職状況一覧（職種別人数）
 - （1）採用の状況
 - （2）退職の状況
 - 2 主要な異動の状況
 - 3 職階別役付者数、役付比率
 - 4 職種別・職階別構成表
 - 5 職員の年齢構成
 - 6 特別職・行政委員一覧（職名、定数、任期、氏名、最初就任年月日、現任期）
 - 7 行政委員人数表（行政委員ごとの人数）
 - 8 職員数
- II 人事評価の状況
- III 給与の状況
 - 1 職員の構成
 - 2 人件費の状況
 - 3 職員給与費の状況
 - 4 職員の給料月額等の状況
 - （1）初任給
 - （2）平均給料月額等及び平均年齢
 - （3）経験年数別・学歴別平均給料月額
 - （4）級別職員数
 - （参考）ラスパイレス指数の状況
 - 5 職員手当の状況
 - （1）期末手当・勤勉手当の各期別の支給割合
 - （2）扶養手当・住居手当・通勤手当の概要
 - （3）地域手当の支給状況
 - （4）特殊勤務手当の支給状況
 - （5）時間外勤務手当の支給状況
 - （6）退職手当の状況
 - 6 特別職の給料等の状況
 - （1）町長等
 - （2）町議会議員
- IV 勤務時間その他の勤務条件の状況
 - ・ 勤務時間の状況
 - （1）一般職員
 - ①勤務時間
 - ②年休使用状況
 - ③特別休暇等の導入状況
 - ④育児休業等の利用状況
 - ⑤介護休暇の取得状況
- V 職員の分限及び懲戒処分等の状況
 - 1 分限
 - 2 懲戒
- VI 服務の状況
 - ・ 一般行政部門職員
 - （1）職務専念義務の免除
 - （2）営利企業従事の許可
- VII 退職管理の状況
- VIII 研修の状況
 - ・ 町長が実施する研修
 - （1）自己啓発の励行・支援
 - （2）職場研修OJTの励行
 - （3）職場外（研修機関）研修の推進
- IX 福祉及び利益の保護の状況
 - 1 町長部局の健康管理事業等
 - （1）健康管理事業
 - ①健康診断の実施
 - ②人間ドックの実施
 - ③たばこ対策
 - （2）職員厚生会事業
 - ①日帰り研修の実施
 - ②レクリエーションの実施
 - ③健康増進事業の実施
- X 公平委員会報告
 - 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - 2 不利益処分についての不服申立ての状況

I 任免及び職員数に関する状況

1 採用・退職状況一覧

(1) 採用の状況

①一般行政部門職員

平成30年度に採用した職員数は、下記のとおりです。

ア 試験区分：試験

職種	行政	保育士	保健師	管理栄養士	ケアマネ	社会福祉士	合計
人数	4	1	1	1	0	1	8
(女性)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(4)

(2) 退職の状況

①一般行政部門職員

平成30年度

職種	行政	保育士	保健師	管理栄養士	看護師	業務員	合計
人数	6	1	0	0	0	0	7
(女性)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

区分	退職者数
事務	6 (0)
専門職	1 (1)
現業	0 (0)
計	7 (1)

(注) () は女性で内数

2 主要な異動の状況

(1) 一般行政部門職員

平成30年度当初には、下記の定期人事異動を行いました。

異動総数	昇任数	左の職階区分			
		部長級	課長級	参事級	係長級
22					
役付職員	1	0	0	0	1

3 職階別役付者数・役付比率

(1) 全部門職員

職員の各職階に占める人数と女性比率は下記のとおりです。能勢町では、男女共同参画の職場を目指し、女性職員を幅広い分野へ積極的に登用し、能力活用、育成を図っています。

(平成30年度末現在)

職種	人数	うち女性	
		人数	女性比率
部長級 (7級)	5	0	0
うち行政・事務	5	0	0
課長級 (6級)	12	1	8.3
うち行政・事務	9	1	11.1
参事級 (5級)	4	1	25
うち行政・事務	3	0	0
係長級 (4級)	23	3	13
うち行政・事務	19	1	5.3
役付者計 (A)	44	5	11.4
うち行政・事務	36	2	5.6
主任級 (3級)	9	4	44.4
うち行政・事務	6	1	16.7
主事級 (2級)	47	13	27.7
うち行政・事務	33	4	12.1
主事級 (1級)	3	1	33.3
うち行政・事務	2	0	0
合計 (B)	103	23	22.3
うち行政・事務	77	7	9.1
役付比率 (A/B)	42.7	21.7	
うち行政・事務	46.8	28.6	

4 職種別・職階別構成表

(1) 全部門職員

(平成30年度末現在)

	役付者					一般職員 級	技能労務 員級	合計	役付 比率
	部長級	課長級	参事級	係長級	計				
行政	5	9	3	20	37	40		77	48.1
保育士			1			6		7	14.3
保健師					0	4		4	0
看護師					0	1		1	0
管理栄養士					0	1		1	0
ケアマネ					0	1		1	0
社会福祉士					0	2		2	0
技師				1	1	2		3	33.3
技能労務					0		2	2	0
教育		3		2	5			5	100
合計	5	12	4	23	44	57	2	103	42.7

5 職員の年齢構成
(1) 全部門職員

(平成30年度末現在)

年齢	職階	部長級	課長級	参事級	係長級	役付計	一般職員級	計
18以下						0		0
19						0		0
20						0		0
21						0		0
22						0		0
23						0	1	1
24						0	2	2
25						0		0
26						0	1	1
27						0		0
28						0	3	3
29						0	3	3
30						0	3	3
31						0	5	5
32						0	1	1
33						0	1	1
34						0	1	1
35						0	3	3
36						0	1	1
37						0	1	1
38						0	2	2
39					1	1		1
40					1	1		1
41						0	1	1
42					1	1	1	2
43					3	3	3	6
44						0	2	2
45					1	1	5	6
46					3	3	3	6
47			1		6	7	2	9
48			1		2	3		3
49					1	1	1	2
50					2	2	3	5
51	1	3	1			5	2	7
52						0	2	2
53	1	3		1		5		5
54			1	1	1	3	1	4
55						0	1	1
56				1		1		1
57			3			3	1	4
58	1					1	1	2
59	2					2	2	4
60			1			1		1
61						0		0
62						0		0
63						0		0
64						0		0
65						0		0
計		5	12	4	23	44	59	103
平均年齢		56.0	52.7	55.3	46.4	50.0	40.2	44.4

(注) 年齢は年度末年齢

6 特別職・行政委員一覧

(令和元年12月1日現在)

職名	定数(人)	任期(年)	氏名	最初就任年月日	現任期		
					就任	満了	
町長	1	4	上森一成	H28.10.24	H28.10.24	R2.10.23	
副町長	1	4	東良 勝	H28.11.1	H28.11.1	R2.10.31	
教育委員会	5	※(3)	教育長	加堂恵二	H28.11.1	H30.11.11	R3.11.10
			教育長職務代理者	中澤安弘	H30.9.25	H30.9.25	R3.11.10
			委員	市村依子	H20.12.9	H28.12.9	R2.12.8
			委員	堀口美和子	H29.3.21	H29.3.21	R3.3.20
			委員	畠中勝身	H30.11.11	H30.11.11	R4.11.10
公平委員会	3	4	委員長	井上 進	H26.11.11	H30.11.11	R4.11.10
			委員長職務代理	北畑利一	H27.11.11	R1.11.11	R5.11.10
			委員	辻 経雄	H24.11.11	H28.11.11	R2.11.10
監査委員	2	4	代表監査委員(識見)	井上克美	H24.6.23	H28.6.23	R2.6.22
			委員(議員)	岡本 一志	R1.5.29	R1.5.29	R3.4.30
選挙管理委員会	4	4	委員長	木寺昭次	H26.11.10	H30.11.10	R4.11.9
			委員長代理	井下 誠	H26.11.10	H30.11.10	R4.11.9
			委員	三浦勝志	H26.11.10	H30.11.10	R4.11.9
			委員	奥孝司	H31.3.20	H31.3.20	R4.11.9
固定資産評価審査委員会	3	3	委員長	福西正明	H26.8.1	H29.8.1	R2.7.31
			委員長代理	中西富美子	H26.11.11	H29.11.11	R2.11.10
			委員	川上昌彦	H30.11.11	H30.11.11	R4.11.10

※教育長の任期は3年。

7 行政委員人数表

(令和元年12月1日現在)

	教育委員	公平委員	監査委員	選挙管理委員	固定資産評価審査委員
人数 (女性)	5 (2)	3 ()	2 ()	4 ()	3 (1)

8 職員数

(各年度4月1日現在)

部門	区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	対前年 増減数	主な増減理由
		度当初 職員数	度当初 職員数	度当初 職員数	度当初 職員数		
一般行政部門	議会	2	2	2	2	0	
	総務	25	22	22	22	0	
	税務	7	7	7	7	0	
	民生	17	17	21	20	▲ 1	人事異動による減
	衛生	8	8	9	8	▲ 1	人事異動による減
	労働					0	
	農水	8	8	8	8	0	
	商工	1	1	1	1	0	
	土木	4	4	4	4	0	
	小計	72	69	74	72	▲ 2	
政部門特別	教育	20	19	14	15	1	
	消防	0	0	0	0	0	
	小計	20	19	14	15	1	
公営企業等	病院	2	2	2	2	0	
	水道	5	5	5	4	▲ 1	人事異動による減
	交通					0	
	下水道	3	3	3	3	0	
	その他	10	9	8	10	2	
	小計	20	19	18	19	1	
総合計		112	107	106	106	0	

(注1) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職員数の区分とは異なります。

(注2) 各部門の職員数は、異動時期の関係で、後出Ⅲの「本町職員の構成」における職員数とは異なります。

II 人事評価の状況

地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増えています。また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数は減少を続けており、個々の職員に、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められる状況となっています。

このような中、地方公務員法の改正により、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入されました。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率及び住民サービス向上の土台をつくることを目的としているものです。

III 給与の状況

能勢町職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づいて、生計費、国・府及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与等を考慮して定められています。

具体的には、住民の代表者で構成される町議会で議決された「職員の給与に関する条例」、「職員の退職手当に関する条例」等で定められています。

これらの条例に基づいて支給されている職員の給与の現状は、次のとおりです。

1 職員の構成

平成31年4月1日現在の職員の構成（教育長含まない）は、次表のとおりです。

区分	人数 (人)	構成比率 (%)
一般行政	72	67.9
教育関係	15	14.2
水道・病院等	19	17.9
計	106	100

2 人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	平成28年度 人件費率
平成31年3月31日 10,044 人	千円 5,042,732	千円 149,444	千円 1,004,706	% 19.9	% 22.0

(注)人件費には、退職手当のほかに、町長、町議会議員等の特別職に支払われる給料又は報酬を含みません。

3 職員給与費の状況（令和元年度普通会計予算）

職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給 与費(B/A)
	給料	職員手当	期末手当等		
人	千円	千円	千円	千円	千円
92	334,861	88,690	133,882	557,433	6,059

(注)職員手当には、退職手当は含みません。

4 職員の給料月額等の状況

(1) 初任給（平成31年4月1日現在）

(単位：円)

区分		能勢町		国	
		初任給	採用後2年経過日 給料月額	初任給	採用後2年経過日 給料月額
一般行政職	大学卒	194,000	207,900	180,700	194,000
技能労務職	高校卒	164,200	180,700	148,600	158,300

(2) 平均給料月額等及び平均年齢（平成31年4月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	322,900 円	298,800 円
平均給与月額	384,500 円	300,900 円
平均年齢	43.8 歳	59.1 歳

(3) 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成31年4月1日現在）
（単位：円）

区分	一般行政職		技能労務職	
	大学卒	高校卒	短大卒	高校卒
経験年数 10～15年	278,800	—	—	—
経験年数 15～20年	321,700	—	—	—
経験年数 20～25年	357,200	360,100	—	—

(4) 級別職員数（平成31年4月1日現在）

(a) 一般行政職

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的職務	主事・技師		主任	係長	参事	課長	部長 次長
職員数(人)	3	28	6	18	2	9	5
構成比(%)	4	39	8	25	3	13	7
H30.4.1 構成比(%)	3	29	6	17	3	9	5
H29.4.1 構成比(%)	6	29	5	15	4	7	3
H28.4.1 構成比(%)	1	28	8	17	4	11	6
H27.4.1 構成比(%)	1	28	8	17	4	11	5
H26.4.1 構成比(%)	2	36	6	17	4	11	6

(注)職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(参考) ラスパイレス指数の状況

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
能勢町	96.0	96.5	104.1	104.9	92.2	96.4	96.7	98.4	98.4
府内町村平均	97.4	96.9	104.7	105.0	96.8	97.3	97.2	97.9	98.7
全国町村平均	95.1	95.3	103.3	103.2	95.6	95.8	96.3	96.4	96.4

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。（各年度4月1日現在）

5 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当の各期別の支給割合

町			国		
(平成30年度支給割合)			(平成30年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 月分 (0.65 月分)	0.9 月分 (0.425 月分)	6月期	1.225 月分 (0.65 月分)	0.9 月分 (0.425 月分)
12月期	1.375 月分 (0.8 月分)	0.95 月分 (0.475 月分)	12月期	1.375 月分 (0.8 月分)	0.95 月分 (0.475 月分)
計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)	計	2.6 月分 (1.45 月分)	1.85 月分 (0.9 月分)
職制上の段階、職務の 級等による加算措置			有	無	
			有	無	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 扶養手当・住居手当・通勤手当の概要（平成31年4月1日現在）

	扶養手当	住居手当	通勤手当
内容	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500 円 ・子1人につき 10,000 円 ・配偶者、子以外1人につき 6,500 円 （配偶者のいない子10,000円、配偶者のいない扶養親族一人目6,500円） ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 5,000 円 加算	○住居を賃借している職員に対して下記の区分により支給 ・家賃が月額23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合 （家賃-23,000円）×1/2 +11,000円 （支給限度額27,000円）	○交通機関を利用して運賃等を負担している職員 ・全額支給（支給限度額55,000円） ・通用期間6箇月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ○交通用具等を利用している職員 距離に応じて支給 2,000 円 ~ 31,600 円
国	同	同	同

(3) 地域手当の支給状況（平成31年4月1日現在）

支給率	平均支給年額 (平成30年度普通会計決算)
0%	0円

(ただし、猪名川上流広域ごみ処理施設組合・豊能郡環境施設組合派遣職員除く)

(4) 特殊勤務手当の支給状況（平成31年4月1日現在）

職員全体に占める 手当支給対象職員の割合	手当数	手当の種類	平均支給年額 (平成30年度決算)
8.6%	3	感染症防疫作業手当 死獣収集搬送作業手当 医師手当	48,211円

(5) 時間外勤務手当の支給状況

平成30年度普通会計決算	支給総額	受給者平均支給年額
	42,045千円	494,642円
平成29年度普通会計決算	支給総額	受給者平均支給年額
	31,875千円	379,467円
平成28年度普通会計決算	支給総額	受給者平均支給年額
	28,585千円	336,298円
平成27年度普通会計決算	支給総額	受給者平均支給年額
	29,974千円	336,787円
平成26年度普通会計決算	支給総額	受給者平均支給年額
	34,563千円	356,320円

(6) 退職手当の状況

退職手当は、退職時の給料の月額に、退職事由及び勤続年数によって一定の支給割合を乗じて支給することとしています。

個々の職員に支給される退職手当額は、退職時の給料の月額、退職事由又は勤続年数によって異なります。

また、支給水準の見直しのため、退職手当の支給率（調整率）を引き下げ、退職理由及び勤続年数に関わらず、全ての退職者に適用する。（退職の支給率・・・87/100）

区分	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高支給率
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし			
退職時特別昇給	なし			

(参考) 国の制度内容

区分	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高支給率
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし			
退職時特別昇給	なし			

6 特別職の給料等の状況（平成30年度）

(1) 町長等

区分	給料月額	期末手当（平成29年度支給割合）		
		6月期	12月期	計
町長	740,000円			
副町長	650,000	2.125	2.325	4.45
副町長	650,000			

(2) 町議会議員

区分	給料月額	期末手当（平成28年度支給割合）		
		6月期	12月期	計
議長	360,000円			
副議長	300,000	2.125	2.325	4.45
議員	280,000			

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況

(1) 一般職員

①勤務時間

平成31年4月1日現在

正規の勤務時間	週 3 8 時間 4 5 分
勤務時間の開始時刻	8 : 3 0
勤務時間の終了時刻	1 7 : 0 0
休憩時間	1 2 : 1 5 ~ 1 3 : 0 0

(注)一般職員とは、地方公務員法第3条に規定する地方公務員の一般職に属する職員をいう。

②一般職員の年次有給休暇の使用状況（平成30年）

(a)	(b)	(c)	(b)/(c)	(b)/(a)
総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
日	日	人	日	%
3,363.4	651.7	89	7.3	19.4

(注)1 全対象職員数とは、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの全期間を在職した一般職員（前記1と同じ）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇

2 総付与日数は、平成30年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したもの。

③特別休暇等の導入状況

	制度あり（平成31年4月1日現在）					制度無	付与日数	備考
	特別休暇	職務専念義務免除	その他	有給・無給の別				
				有給	無給			
1 骨髄提供のための休暇	○			○			必要と認められる期間	
2 ボランティア休暇	○			○			5日以内	
3 結婚	○			○			7日以内	
4 育児時間	○			○			1日2回 1回30分	
5 妻の出産	○			○			3日以内	
6 男性職員の育児参加のための休暇	○			○			3年以内	
7 子の看護のための休暇	○			○			5日以内	
8 父母の祭日（法要）	○			○			必要と認める期間	
9 夏期休暇	○			○			7日	
10 就業禁止（安衛法第68条に基づくもの）						○		
11 年末年始の休みのうち、12月29日から31日及び1月2～3日の期間外に付与されているもの						○		
うち国より長い期間を定めている団体						○		
12 職員団体の事務従事（いわゆる組合休暇）						○		
13 家族の祭日（法要）						○		
14 家族の結婚						○		
15 リフレッシュ・永年勤続休暇	○			○			10年3日 20・30年5日	
16 妊娠障害						○		
17 町制記念日						○		

④育児休業等の利用状況
ア 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人)

	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休 業取得者数	うち両休業 取得者数	うち部分休 業取得者数
男性職員	(A)		(a)				
女性職員	(B)		(b)				
計	(C)		(c)				

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成30年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が平成30年度から平成30年度にかけて引き続いている職員数。

イ 育児休業及び部分休業の承認期間(平成30年度に新たに育児休業を取得した職員について)

A 育児休業承認期間

平成30年度

	育児休業承認期間						
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え1 年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下
男性職員							
女性職員							
計							

	育児休業承認期間					合計
	1年9月超え 2年以下	2年超え2 年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	
男性職員						(A) 0
女性職員						(B) 0
計						(C) 0

B 部分休業承認期間

平成30年度

	部分休業承認期間						
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え1 年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下
男性職員							
女性職員							
計							

	部分休業承認期間					合計
	1年9月超え 2年以下	2年超え2 年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	
男性職員						(a) 0
女性職員						(b) 0
計						(c) 0

	一日の部分休業取得時間(平均)				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
					(a) 0
					(b) 0
					(c) 0

⑤介護休暇の取得状況

	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員と続柄別)								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員										
女性職員										
計	(7)	(i)								

	休暇の取得形式			
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他
男性職員				
女性職員				
計	(7)			

	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員							
女性職員							
計	(7)						

V 職員の分限及び懲戒処分状況

1 分限

地方公務員法第28条に基づく分限処分を次の通り行いました。

平成30年度

免職	休職	降任	降給	計
0	0	0	0	0

2 懲戒

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を次の通り行いました。

平成30年度

免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	1	1

VI 服務の状況

一般行政部門職員

(1) 職務専念義務の免除

平成30年度

事由	研修参加	更生計画参加	措置要求 不服申立等	その他
件数	0	0	0	0

(2) 営利企業従事の許可

平成30年度

事由	営利企業従事 許可等	兼業許可
件数	0	0

VII 退職管理の状況

改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、退職後に営利企業等に再就職した元職員（課長級以上）が退職前の職務に関して、一定期間現職職員への働きかけを行うことが禁止されています。

退職者（課長級以上）の状況（平成30年度）

退職者数	再就職者数	
	本町再就職者数	その他営利企業等再就職者
1	0	1

VIII 研修の状況

能勢町職員の研修は、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、各任命権者が実施することとなっています。

・ 町長が実施する研修

町長は、職員の公務員精神の涵養と職務遂行能力の向上を図り、町政の適性かつ効率的な運営に資することを目的として、毎年度、人材育成基本方針に基づき、研修を実施しています。

(1) 自己啓発の励行・支援

- ・ 通信教育等の奨励
- ・ 各種研修、セミナー参加の奨励
- ・ 各種サークル、ボランティア団体など職場外での活動の奨励
- ・ 他の自治体職員や民間企業人との交流の促進

(2) 職場研修OJTの励行

- ・ 職場研修における管理職の責任と役割の明確化
- ・ 自治体職員としての基礎的知識の学習と確認
- ・ 各職場で求められる専門的知識や技術の習得
- ・ 職員相互のコミュニケーション・ディベート能力の向上
- ・ 職場における具体的な課題の発見と問題解決

(3) 職場外（研修機関）研修の推進

- ・ 自治体職員としての責務と役割を認識する学習
- ・ 政策形成能力や法務能力向上のための学習
- ・ 地域の課題発見と解決方策の創造につながる学習
- ・ 魅力、活力あるまちづくりにつながる学習
- ・ 管理監督者を対象に職場の活性化をめざす学習
- ・ 管理監督者を対象に自治体経営、組織づくりをめざす学習

・ 研修実績（平成30年度「延べ 75名参加」）

研修名
マッセ研修(新入職員研修)
公務員倫理研修
議会答弁対応研修
メンタルヘルスセミナー
パワハラセミナー
交通空白地研修
地方自治はどこへ向かうか
雇用環境整備士講習会
選挙事務講習会(2泊3日)
部落解放・人権夏期講座(2泊3日)
部落解放・人権大学講座(半年間、約24回)
マッセ研修(法制執務)
固定資産税研修
市町村税務職員研修会
固定資産税課税事務(土地)基本研修
固定資産税(家屋)基本研修
非木造家屋評価実務研修
市町村税務職員研修会
徴収事務基本研修
無縁従事者養成講習会
地域福祉のコーディネーター基礎研修
近畿講習衛生学会
K式発達検査講習会
CSWスキルアップ研修
市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修
地域共生社会推進全国サミット
ちやいんどネット
市町村保育研修
保育所保健研修会(6回)
認知症地域支援推進員研修
介護支援専門員更新研修
地域包括支援センター職員基礎研修
H30年度豊中市型CSW実践研修会
市町村職員・地域包括支援センター担当者向け研修
講演会「地域で生をまっとうするには？」
講演会「安心の社会保障というけれど」
認知症サポーターステップアップ講座指導者養成研修
老年医学による健康寿命の探求
メンタルヘルスにおける管理職のリスク対策研修
チェンソー従事者特別教育
これからの地方公営企業経営戦略

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 町長部局の健康管理事業等

(1) 健康管理事業

職員が能力を発揮し、職務の迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

本町においては、「能勢町職員安全衛生管理規程」に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図っているところです。

①健康診断の実施

生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施した。

平成30年度受診者数 : 173人

②人間ドックの実施【実施主体 大阪府市町村職員共済組合】

平成30年度受診者数 : 29人

③たばこ対策

受動喫煙防止に努める等、職員の健康保持・増進を図るため、健康増進法の趣旨に基づき、指定された喫煙場所以外は「庁舎内終日禁煙」としています。

(2) 職員厚生会事業

厚生会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員（職員）の福利厚生事業を行い、会員相互の親睦と福祉の増進を図っています。

費用は、会員（職員）の会費と町からの負担金、雑収入、繰越金から支出しています。

費用の負担割合は、おおむね、会員掛金：町の負担金＝1：0.43の割合です。

平成30年度の負担割合は、会員掛金：町の負担金＝2,987,755円：1,280,167円です

①日帰り研修の実施

会員（職員）の福利の厚生を図るとともに、視察等により今後のまちづくり等の業務に活用することを目的として、日帰り研修を実施するもの。

未実施

②レクリエーションの実施

会員（職員）の福利の厚生を図ることを目的に、球技大会（ソフトバレーボール大会）等を実施し、職員相互の親睦を深めるもの。

ソフトバレーボール大会（B&G海洋センター アリーナ）

平成31年2月7日（木） 参加者 52名

・要した経費 102,966円

③健康増進事業の実施

職員の福利の厚生を図ることを目的に、ハイキングを実施するもの。

人間ドック補助

会員29名 配偶者8名

・要した経費 198,000円

X 公平委員会報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成31年3月31日現在）

項目	件数
前年度から引き続き係属している事案	0
本年度中に提起された事案	0
本年度中に処理した事案	0
次年度に継続した事案	0

(根拠法令)

地方公務員法第46条ないし第48条

2 不利益処分についての審査請求の状況（平成31年3月31日現在）

項目	件数
前年度から引き続き係属している事案	1
本年度中に提起された事案	0
本年度中に処理した事案	0
次年度に継続した事案	0

(根拠法令)

地方公務員法第49条及び第51条の2

不利益処分に関する不服申立てに関する規則